## 「地域内フィーダー系統旭川市生活交通確保維持改善計画」の内容変更点

- ●3 2の目標を達成するために行う事業及び実施主体(追加項目)
- ●10 生産性向上の取組に係る取組内容,実施主体,定量的な効果目標,実施時期及び その他特記事項(追加項目)
- ●上記2点が項目に追加された事による項目番号の変更
- 4 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予 定者
  - 4.2. 運行を確保する系統の概要及び運行予定者 (書式の変更、H30年度のみ記載(記載内容については変更なし))
- 5 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者(項目の変更) (3ヵ年の表形式から当該年度の費用の負担者とその考え方を記載するよう変更)
- ●11 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要(表中の国庫補助金上限額の算定式の変更による国庫補助金上限額の変更)
- ●16 協議会の開催状況と主な議論
  - ・会議の開催 表「会議開催内容」(前年度申請分に記載されている会議開催内容を省略)